

静岡県立大学おおぞら基金規程

平成 29 年 9 月 28 日 規程第 176 号

改正 平成 30 年 4 月 1 日

(設置)

第 1 条 静岡県立大学法人静岡県立大学及び同短期大学部(以下「本学」という。)に静岡県立大学おおぞら基金(以下「基金」という。)を置く。

(目的)

第 2 条 基金は、静岡県立大学法人静岡県立大学及び同短期大学部(以下「本学」という。)の教育活動、学生支援活動、地域貢献活動及び国際交流活動等の充実に活用する寄附を募集し、管理することを目的とする。

(事業)

第 3 条 基金は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 静岡県立大学法人寄附金等取扱規程(以下「寄附金等取扱規程」という。)第 2 条第 2 号及び第 4 号から第 6 号に掲げる活動を推進する事業
- (2) 寄附金等取扱規程第 2 条第 1 項第 3 号に掲げる活動のうち、次号に掲げるもの以外の活動を推進する事業
- (3) 経済的理由により修学が困難な学生を支援するための事業

2 前各号に規定する事業に充てる寄附金は、それぞれ区分して管理する。

(特定基金)

第 4 条 基金に、特定の事業の用に供する基金として、特定基金を置くことができる。

- 2 特定基金は、基金及び当該特定基金以外の特定基金とは、区分して管理しなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、特定基金に関しては別に定める。

(事業年度)

第 5 条 基金の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(雑則)

第 6 条 理事長は、この規程に定めるもののほか、基金に関して必要な事項を定めることができる。

附 則

この規程は、平成 29 年 9 月 28 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。